

岡山市小修繕業者登録の試行に関する要綱

令和6年11月5日財政局長決裁

令和7年1月1日適用

(趣旨)

第1条 この要綱は、建設業に関連する中小零細企業者が本市の軽易な修繕業務に参加する機会を設けるための登録制度を設けるにあたり、登録申請するために必要な資格、資格審査の時期、方法等について必要な事項を定めるものとする。

(小修繕業者として登録ができる者)

第2条 小修繕業者として登録ができる者は、次に掲げる者のうち、別表に掲げる施設の修繕に関わる業種について、直接履行が可能な者とする。

(1) 個人の場合は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第6条に規定する住民票に記載されている住所が岡山市内にある者のうち、主たる営業所が岡山市内にある者

(2) 法人の場合は、主たる営業所が岡山市内にある者。ただし、契約締結権限を従たる営業所に委任する場合には、主たる営業所及び契約締結権限を委任する営業所のいずれもが岡山市内にある者

(小修繕業者として登録ができない者)

第3条 前条に該当する者であっても、次に掲げる者は小修繕業者として登録の申請をすることができない。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者

(2) 岡山市競争入札参加資格及び審査等に関する事項について（昭和61年市告示第120号）第5条に規定する有資格者名簿に登載されている者

(3) 岡山市税（岡山市税に係る徴収金を含む。）を納付していない者

(4) 個人の場合は、岡山市入札契約等に係る暴力団等排除対策要綱第2条第6号に規定する暴力団関係者（以下「暴力団関係者」という。）である者

(5) 法人の場合は、暴力団関係者に該当する者が同条第3号に規定する役員等にある者及び暴力団関係者がその事業活動を支配する者

(6) 岡山市指名停止基準（以下「指名停止基準」という。）別表第7項第1号ア、同項第2号ア、第8項第1号、第9項及び第11項第2号から第8号までのいずれかに該当することを理由として、本市から指名停止を受け、当該指名停止期間が満了していない者

(7) 個人の場合は、他人に雇用されている者又は会社等を経営している者

(8) 過去2年以内に、本市発注の工事等の契約において私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）違反、談合又は競売入札妨害若しくは本市職員（本市が資本金の2分の1以上出資している法人の役員及び職員を含む。以下同じ。）に対する公務執行妨害、職務強要、恐喝、暴力的行為等の反社会的行為により、裁判官の発する令状による差押え、捜索若しくは検証を受け、若しくは逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された者

（登録申請）

第4条 小修繕業者として登録を申請しようとする者は、市長が別に定める提出要項に従い、小修繕業者名簿登録申請書を提出しなければならない。

2 登録に当たり、参加を希望できる業種（以下「希望業種」という。）は、別表に掲げる業種のうち3業種以内とする。

（資格の審査及び資格の有効期間）

第5条 前条の規定による申請があったときは、申請の内容を審査し、資格の有無を決定するものとする。

2 前項の規定により、資格を有すると認めた者（以下「小修繕業者」という。）については、申請のあった月の2月後の初日から小修繕業者の登録名簿（以下「小修繕業者名簿」という。）に登載するものとする。

3 小修繕業者については、名称等を記載した文書をインターネット上の市のホームページに掲載して閲覧に供するものとする。

4 令和7年及び令和8年に申請した者の小修繕業者に係る資格の有効期間は、令和9年3月31日までとする。

5 前項の規定にかかわらず、小修繕業者が次の各号のいずれかに該当したときは、直ちに小修繕業者名簿から削除する。

- (1) 岡山市競争入札参加資格及び審査等に関する事項について第5条に規定する有資格者名簿に登載されたとき。
- (2) 個人の場合は、岡山市内に住所を有しなくなったとき若しくは岡山市内に主たる営業所を有しなくなったとき又は他人に雇用されたとき。
- (3) 法人の場合は、岡山市内に主たる営業所を有しなくなったとき。
- (4) 指名停止基準別表第7条第1号ア、同項第2号ア、第8項第1号、第9項及び第11項第1号から第8号までのいずれかに該当することを理由として、本市から指名停止を受けたとき。

(変更の届出等)

第6条 第4条の規定による申請書の提出後に、次に掲げる事項に変更があったときは、速やかにその旨を市長に届けなければならない。

- (1) 商号又は名称若しくは氏名
- (2) 代表者又は受任者
- (3) 個人にあつては主たる営業所の所在地及び住所、法人にあつては主たる営業所の所在地
- (4) 電話番号及びファクシミリ番号
- (5) 使用印鑑
- (6) 組織
- (7) 許可、登録及び資格等

2 前項に掲げるもののほか、前条第5項各号のいずれかに該当したときは、直ちにその旨を市長に届けなければならない。

3 希望業種は、第5条第4項に定める有効期間の間は変更することができない。

(その他)

第7条 この要綱で定めるもののほか、小修繕業者として登録の申請をする手続等については、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年7月9日から施行する。

附 則（平成25年3月26日財政局長決裁）

この要綱は、平成25年4月1日から適用する。

附 則（平成26年12月24日財政局長決裁）

（適用日）

1 この要綱は、平成27年1月1日（以下「適用日」という。）から適用する。

（経過措置）

2 適用日前に登録された小修繕業者に係る資格の有効期間については、なお従前の例による。

附 則（平成28年12月27日財政局長決裁）

（適用日）

1 この要綱は、平成29年1月1日（以下「適用日」という。）から適用する。

（経過措置）

2 適用日前及び同日以後平成29年3月までに登録された小修繕業者に係る資格の有効期間については、なお従前の例による。

附 則（平成30年12月18日財政局長決裁）

（適用日）

1 この要綱は、平成31年1月1日（以下「適用日」という。）から適用する。

（経過措置）

2 適用日前及び同日以後平成31年3月までに登録された小修繕業者に係る資格の有効期間については、なお従前の例による。

附 則（令和2年12月21日財政局長決裁）

（適用日）

1 この要綱は、令和3年1月1日（以下「適用日」という。）から適用する。

（経過措置）

2 適用日前及び同日以後令和3年3月までに登録された小修繕業者に係る資格の有効期間については、なお従前の例による。

附 則（令和4年11月17日財政局長決裁）

(適用日)

- 1 この要綱は、令和5年1月1日（以下「適用日」という。）から適用する。

(経過措置)

- 2 適用日前及び同日以後令和5年3月までに登録された小修繕業者に係る資格の有効期間については、なお従前の例による。

附 則（令和6年11月5日財政局長決裁）

(適用日)

- 1 この要綱は、令和7年1月1日（以下「適用日」という。）から適用する。

(経過措置)

- 2 適用日前及び同日以後令和7年3月までに登録された小修繕業者に係る資格の有効期間については、なお従前の例による。

別表（第2条関係）

業種	業種 細区分	小修繕等の例
大工	A	間仕切り等木部，作り付け家具の補修等
左官・タイル・れんが・ブロック	A	壁土，モルタル・コンクリート壁の塗り補修
	B	タイルの修繕
	C	れんが・ブロックの修繕
とび・土工・コンクリート	A	フェンス・ネットの繕い等
	B	コンクリート補修
屋根	A	屋根の補修
電気・電気通信	A	コンセント，電気配線修理，照明器具修繕
	B	建築物の電球・蛍光灯，防犯灯，街路灯等の電球替え
	C	電話設備の修理
	D	L A N配線・設備の修理
	E	放送等通信機器の部品修理
	F	テレビアンテナ等視聴設備の部品修理
給排水衛生設備	A	給水管の補修（水道管直結のもの補修）
	B	給水管の補修（水道管直結のもの以外），水道蛇口の取替え
	C	給湯器の部品修理
	D	トイレ等排水設備関係の修繕
空調設備	A	エアコン等冷暖房空調設備の部品修理
	B	排気・換気設備の部品修理
鋼構造物	A	樋門の部品修理・交換，門扉の補修
板金	A	板金製作・取付されたものの現場補修
	B	雨樋の補修
塗装・防水	A	壁・遊具・門扉等の塗装補修

	B	防水補修
内装	A	クロス・壁紙等の修繕
	B	フローリング・床の修繕
	C	畳等の修繕・取替え
	D	カーテン・ブラインド等の修繕
建具等	A	建具・ドア等の修繕，これらの鍵の修理
	B	シャッター・網戸・サッシ等の修繕
	C	襖・障子等の補修交換
	D	ガラス交換・ガラス補修
機械器具	A	機械器具（ポンプ等）の部品交換
	B	厨房用機器等の修理
消防設備	A	消防設備の部品修理・火災報知機の交換
その他の施設の修繕	A	上記以外の施設の修繕業務